

久留米市公告第66号

次期上津クリーンセンター施設整備に係る PFI 等導入可能性調査業務委託について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき公告する。

令和4年4月14日

久留米市長 原口 新五

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 次期上津クリーンセンター施設整備に係る PFI 等導入可能性調査業務委託
- (2) 履行場所 久留米市上津町2199-35地内
- (3) 業務内容 別紙「次期上津クリーンセンター施設整備に係る PFI 等導入可能性調査業務委託仕様書」のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和4年10月31日まで
- (5) 予定価格及び入札書比較価格：予定価格 6,025,800円（税込）
入札書比較価格 5,478,000円（税抜）
- (6) 最低制限価格：設定なし
- (7) 支払条件：前払金 契約金額100万円以上の場合有り（契約金額の30%以内）

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加できる者は、入札書の提出期限において、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- (3) 参加申込者の所在地の区分に応じ、次に定める地方税等を完納していること。
 - ・久留米市内 県税及び市税並びに個人事業主にあつては国民健康保険料
 - ・久留米市以外の福岡県内 県税
- (4) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

(7) 入札書の提出締め切り時点で、久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(8) 過去10年間（平成24年度から公告日まで）に国または地方公共団体（地方自治法昭和22年法律第67号）が発注した以下ア、イのうち、いずれかの業務を受注し、完了させた実績を有すること。

ア一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設に限る）に係る PFI 等導入可能性調査業務
イ一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設に限る）に係る PFI 等アドバイザー（事業者選定支援）業務

(9) 次に掲げる管理技術者、照査技術者及び担当者を配置できる者

【管理技術者及び照査技術者】

① 1年以上の恒常的な雇用関係にあること

② 過去10年間（平成24年度から公告日まで）に国または地方公共団体（地方自治法昭和22年法律第67号）が発注した以下ア、イのうち、いずれかの業務に管理技術者又は照査技術者として従事した実績を有すること。

ア一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設に限る）に係る PFI 等導入可能性調査業務
イ一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設に限る）に係る PFI 等アドバイザー（事業者選定支援）業務

【担当者】

① 1年以上の恒常的な雇用関係にあること

② 過去10年間（平成24年度から公告日まで）に国または地方公共団体（地方自治法昭和22年法律第67号）が発注した以下ア、イのうち、いずれかの業務に管理技術者、照査技術者または担当者として従事した実績を有すること。

ア一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設に限る）に係る PFI 等導入可能性調査業務
イ一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設に限る）に係る PFI 等アドバイザー（事業者選定支援）業務

***久留米市競争入札参加有資格者名簿の登録者にあつては、上記の（1）～（6）を省略することができる。**

3 資格審査の方法

事後審査型（落札候補となった者のみ資格審査を行う。）

4 契約条項を示す場所

環境部 建設課（久留米市上津町2199-35 上津クリーンセンター）

5 入札

(1) 入札方法

郵便入札 ※市窓口への持ち込みは不可とする。

(2) 提出書類

ア 入札書

イ 入札参加資格確認申請書

ウ 入札参加資格を証明する書類

- ①請負実績を証明するもの（契約書の写し、テクリス業務カルテの写し 等）
- ②各技術者及び担当者の雇用関係を証明するもの（健康保険証の写し 等）
- ③各技術者及び担当者の業務経験を証明するもの（技術者選任通知書の写し、テクリス業務カルテの写し 等）
- ④誓約書
- ⑤委任状（支店等に参加手続き等の委任を行う場合）
- ⑥参加資格に係る申立書
- ⑦役員等調書及び照会承諾書
- ⑧登記事項全部証明書（個人の場合、身分証明書）
- ⑨保証金納付領収書の写し又は7（1）に規定する金融機関の保証等
- ⑩納税等証明書（下記参照）

- (1) 課税・非課税に係らず、次の表の区分に従って納税等証明書を提出すること。
ただし、申請日以前 3 ヶ月以内に発行されたものに限る。（写し可）
- (2) 入札等権限を委任する場合、申請者区分は、受任者の営業所の所在地で考えること。

申請者区分			税区分		証明書 発行所	法人	個人
市外 (県外)	市外 (県内)	市内		税目			
○	○	○	国税等	法人税、所得 税、消費税及 び地方消費 税	所管 税務署	国税に未納が ない証明(納税証明 書その3の3)	国税に未納が ない証明(納税証明 書その3の2)
-	○	○	福岡県税	法人事業税、 個人事業税	福岡県税 事務所	福岡県税に 未納がない証明	福岡県税に 未納がない証明
-	-	○	久留米市 税	法人市民税、 市県民税、 固定資産税、 軽自動車税	久留米市	久留米市税に 滞納がない証明	久留米市税及び 国民健康保険料 に滞納がない証明
-	-	△	久留米市 国民健康 保険料	国民健康保 険料	久留米市	不要	

申請者区分に従って法人・個人別に○または△がついている証明書を提出すること。

(例1：市内・法人の場合、「国税等」「福岡県税」「久留米市税」の証明を提出)

(例2：県外の営業所で申請される法人の場合、「国税等」の証明を提出)

***久留米市競争入札参加有資格者名簿の登録者にあつては、上記の④～⑩書類を省略することができる。**

(3) 提出期限

令和4年4月25日(月) 24時00分 必着

(4) 提出先(宛先)

〒830-8799

久留米郵便局留

久留米市環境部建設課(久留米市上津町2199-35 上津クリーンセンター)

(5) 郵送方法

- ① 内封筒及び外封筒の二重封筒とする。
- ② 内封筒には、提出書類のうち、ア 入札書を入れ、封筒表面に業務名及び商号(名称)を記入し封印する。
- ③ 外封筒には、②の内封筒及び(2)の提出書類イ、ウを入れる。また、封筒表面には、(4)の提出先、業務名及び朱書きで「入札書在中」と記入する。封筒裏面には、差出人の住所、商号(名称)、代表者の職名及び氏名を記入する。
- ④ 一般書留又は簡易書留のいずれかで郵送する。

(6) 入札に関する注意事項

入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税事業者・免除事業者を問わず、契約を希望している額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記入すること。

6 開札

(1) 日時：令和4年4月28日(木) 11時00分

(2) 場所：久留米市上津町2199-35 上津クリーンセンター 3F 大会議室

(3) 立会：入札者のうち立会い希望者(入札参加資格確認申請書に希望する旨を記載した者)の中から選任する。ただし、希望者がいないときは、入札関係事務に係りの無い市の職員を立ち合わせるものとする。

(4) 落札候補者の決定

予定価格以下の範囲で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。落札候補者となるべき同価の入札をしたものが2者以上ある場合は、くじにより落札候補者を決定する。落札候補者の資格を審査し落札者を決定する。

(5) 落札結果の通知

落札者には決定後速やかに通知するとともに、市ホームページで公表する。

7 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

入札までに、規則第6条に基づき、入札金額(入札書に記載する金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の5以上の入札保証金を納めること。ただし、久留米市金銭会計規則(昭和39年久留米市規則代22号。以下、「会計規則」という。)第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第7条に該当する場合は、免除する。

入札保証金を現金（小切手を含む。）で納付する場合、提出期限に間に合うように、
11 事務局に納付書の発行を申し出ること。

入札保証金は開札終了後に還付する。ただし、落札者にあつては、契約保証金に充当する場合を除き、契約保証金を納付した後に還付する。

***久留米市競争入札参加有資格者名簿の登録者にあつては、入札保証金は免除とする。**

（2）契約保証金

落札者は、契約締結までに契約金額の100分の10以上を納めること。ただし、会計規則第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第27条に該当する場合は免除する。

8 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 入札参加資格のない者が入札したとき
- イ 入札金額が予定価格を超えるとき
- ウ 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき
- エ 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき
- オ 入札書に記載された事項に誤字又は脱字等があつて必要事項を確認できないとき
- カ 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき
- キ 同一の入札者が2以上の入札をしたとき
- ク 法令又は入札に関する条件に違反したとき

9 その他入札に関し必要な事項

（1）質問の受付期間及び受付場所

- ① 受付期間：公告日から令和4年4月18日（月）17時まで
- ② 受付場所：環境部建設課（久留米市上津町2199-35 上津クリーンセンター）
FAX : 0942-21-0302
E-mail : seisoken@city.kurume.lg.jp

③ 質問の提出方法：

FAX 又は E-mail で提出すること。電話での質問は受け付けない。また着信確認の電話連絡を行うこと。

④ 質問に対する回答：

令和4年4月20日（水）までに E-mail で回答する。また、必要に応じて市ホームページで公開する。

（2）契約締結日

落札した者は、当該決定の日の翌日から起算して6日以内（期間の満了日が久留米市の休日を定める条例（平成元年久留米市条例第35号）第1条第1項に定める市の休日に当たるときは、当該休日の翌日）までに契約締結の手続きを行うこと。

1 0 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久留米市契約事務規則その他関係法令を遵守すること。
- (4) 落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。
- (5) 不正な入札があると認めるとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めるときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。

1 1 問い合わせ先（事務局）

久留米市 環境部 建設課

住所：久留米市上津町 2199-35 上津クリーンセンター

電話：0942-65-3229

FAX：0942-21-0302

E-mail：seisoken@city.kurume.lg.jp